

1 預金取引と意思能力の関係（前提）

例) 判断能力が十全でない本人 A が、銀行 B に 100 万円の普通預金をしているとして、業者 C との取引代金 30 万円を支払うため、B から 30 万円を払戻して、C に支払った場合

この場合に、A の意思無能力の主張は、次の 2 つが考えられる。

- a) A C 間の取引が無効だとして、C に代金 30 万円の返還を請求
- b) A B 間の預金払戻しを無効として、預金残高は 100 万円のまま減少していないという主張

ここでは a) ではなく、b) の主張が認められるかが問題となっている。

前提として、a) b) いずれの場合も、A は取引相手に対して原状回復（この場合だと受け取った物や金銭の返還）の義務を負う（民法 121 条の 2 第 1 項）。このため、a) では、C から受け取った物等の返還義務を、b) では払戻しを受けた 30 万円の金銭の返還義務を負うのが原則である。しかし、意思無能力による無効の場合の原状回復の範囲は「現に利益を受けている限度」（現存利益）に限定される（同条 3 項）。このため A に現存利益が存在しない場合には、a) では C に代金 30 万円の返還のみを求めることができ、b) では B に 30 万円を返還せずに預金残高が 100 万円のままであるという主張が可能になる。

銀行にとっては、b) の主張が広く認められるとすれば、判断能力の低下した者との本人取引で預金の払戻しに応じること取引上のリスクが生じ、本人取引に応じることが困難になる。しかし以下に述べるように、普通預金口座から少額の払戻しをするという場面に限定して考えるならば、預金の払戻しが意思無能力により無効となるリスクというのはほとんどないと考えられる。

2 意思能力の定式

まず意思能力とは何かという点から、考える。

民法 3 条の 2 は、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」と定めているが、意思能力を具体的に定義していない。山本敬三教授は、平成 29 年民法改正前の議論状況を、つぎのように整理する（新注釈民法 379 - 380 頁）。

- 行為の結果を認識する能力
 - 権利義務の変動という結果を認識する能力（①）
 - 行為の社会的・経済的帰結を認識する能力（②）
- 行為の結果を認識するだけでなく、それに基づいて正しく意思決定をする能力（③）

論者によっては①～③の定式の違いは必ずしも明確に意識されていないと言われるが、意思能力を③のように定式化した場合には、精神障害が動機に影響し、正しく意思決定することができない場合も、意思能力がないとされる可能性があるとされている点が重要である。また、意思能力の有無の判断では、法律行為の種類ごとに要求される判断能力の程度が異なるという説明が一般的と思われる。①や②につい

ても行為の結果として生じる権利義務や社会的経済的帰結の複雑さに応じて、その要求される判断能力の程度は異なるということになる。

3 普通預金の払戻し場面

(1) どの程度の判断能力が必要と考えるか

山本教授による、上記①～③の意思能力の定式化を前提に、預金の払戻しにおいて意思能力の有無を分けるの程度は、理念的にどのように考えられるかを具体的に考えてみると、例えば、つぎのような判断能力の程度を区別することができるのではないと思われる。

- ① 預金契約の解除の結果として、銀行が預金者に支払い義務を負うことが認識できる。
 - ≡②-1 ある金額を自分で使える、預金残高が減少する、ことについて判断する能力
- ②-2 (具体的に)「〇〇円を自分が使える反面、自己の財産が〇〇円減少」という認識ができる。
 - ≡③-1 「〇〇円を払い戻すことは、自分の財産の使い方として望ましい」といった判断能力
- ③-2 払戻しの動機について、正しく意思形成ができる判断能力
 - 例1) 亡配偶者を生きていると思い込んで贈与資金として払い戻せば意思無能力
 - 例2) 明らかに自分に不利な取引について、それと分らずに代金支払のため払い戻せば意思無能力

預金の払戻しをする時点で求められる判断能力として、①(②-1)の立場は抽象的かつ単純な認識で足りるため意思能力ありとされる可能性が高いのに対して、②③と進むに従い、取引に必要とされる認識内容が具体的かつ複雑になり、その分だけ意思無能力と判断されやすくなると考えられる。

実際の取引で、どの程度の判断能力が必要になるかは議論が分かれると考えられる。普通預金口座における預金の払戻しや預入れは、財布から現金を出し入れするのと実質的に同じ経済行為であると考えられる場合には、①や②-1の判断能力で足りると考えることもありうるが、預金取引は本人の財産管理の一つであると考えらるなら、②-2や③-1の判断能力が必要という考え方もありうる。さらに、判断能力が不十分な本人の財産保護という意思能力制度の機能を重視するなら、③-2の立場もありうる。もっとも、③-2の立場を採るとしても、例1では意思能力なしと判断されてもやむを得ないが、例2であれば意思能力ありと判断される可能性があるのではないかなど、様々な考え方があろう。

(2) 払戻金額が意思能力の有無に影響する可能性

普通預金口座からの払戻しについて、払戻金額の多寡が取引の無効の判断に影響するかという観点から考える。

まず①、②-1の定式による場合には、本人取引に求められる判断能力は低く、預金払戻しはほとんど意思無能力にならないと考えられる。本人の判断能力が極端に低い状況では意思無能力になりうるが、本人取引自体が難しいため、例外的なケースしか意思能力は問題とならないと考えられる。

②-2、③-1の定式による場合には、自己の財産を把握して具体的な金額を支出することの意味を理解しないと意思無能力になる可能性があるということになる。つまり、将来の生活が困難になるほどの多額の払戻しを、よく考えずに行ってしまうような判断能力しか有していない場合には、そのような払戻しに必要な意思能力を有していないとされる可能性がある。他方で、本人の将来に支障がない程度の金額を払い出す行為については、意思無能力とはならないと考えられる。具体的には、本人の総財産や

流動資産の総額がいくらかで変わってくると思われる。

③－２の定式による場合には、払戻した金銭の用途について正しい意思形成ができないことも含めて意思能力の有無を判断することになるため、払戻額よりも支出目的を重視して意思能力を判断することになりそうである。このため、払戻額の多寡は預金払戻し行為の有効性に直接影響しないと考えられる。もっとも、払戻額が日常生活費の支出程度のごく少額である場合、銀行側にとっての無効リスクは事実上小さくなる。なぜなら、払戻しが実際に日常生活費の支出として行われた場合には、本人には、払戻額の現存利益があると考えられるので、その利益を原状回復する必要がある（預金残高は払戻前に戻るが、本人は払戻額を銀行に返還しなければならない）。日常生活費以外の目的の支出のために払い戻された場合、例えばパチンコ代など少額の遊興費として払い戻された場合は、使ってしまうと現存利益はないことになるが、はじめてから遊興費として使う目的をもって払戻しを受けるならば、その払戻しに意思能力がないとはいえないので、そもそも意思無能力無効とはならないことになろう。

4 まとめ

以上の検討をまとめると、判断能力の不十分な者が預金の本人取引をした場合に、意思能力がないとして預金取引自体が無効になるという可能性は、意思能力の定式化の仕方によって異なってくるし、無効になるリスクが完全にゼロになるということとは言えない。しかし少なくとも、普通預金から日常生活費程度の金額の払戻しを受ける行為について、後から意思無能力が主張されることにより、預金残高が払戻前に戻るにもかかわらず、本人からは払戻した金額の返還を受けられないという銀行のリスクは、理論上は限りなくゼロに近いということができる。したがって銀行としては、例えば１日間や１か月間の取引上限額を定めることのできる普通預金口座などを作ることで、判断能力の不十分な者との本人取引に応じても意思無能力のリスクを事実上考慮しなくて良い状況を作り出すことは可能ではないかと思われる。

以上